

【受託病理解剖実施要綱】

(趣旨)

第1条 大阪公立大学医学部附属病院（以下、「当院」という）において受託する病理解剖は、死体解剖保存法に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。（受託の基準）

第2条 受託病理解剖は本来の当院における業務に支障を生じる恐れがなく、かつ、以下の条件のいずれかに相当するものを受けすることができる。

1. 当院の研修協力病院であり、依頼時に当院初期臨床研修医が在籍している。
2. 当院の内科専門研修連携施設であり、依頼時に大阪公立大学内科系診療科に専攻医が在籍している。
3. 当該年度に公立大学法人大阪と病理解剖に関する受託事業契約を締結していること。

(受託手続)

第3条 病理解剖を依頼する場合には、剖検依頼書を病理部長に提出しなければならない。（別紙1）

第4条 病理解剖に関わる以下の事項を依頼者の責任で行わなければならない。

1. ご遺族への病理解剖の説明（当院で行うことを含める事）
2. ご遺族からの病理解剖の承諾の取得（別紙2あるいは別紙3）、もしくは医師2名による証明書の作成（別紙4）
3. その他、当院が定める病理解剖に関する諸手続き

(病理解剖終了後から病理解剖診断書の送付まで)

第5条 病理解剖日から概ね3か月後に原則依頼元（あるいは当院）で臨床病理検討会（以下CPC）を開催し、その後病理解剖診断報告書を依頼者に送付するものとする。

(病理解剖料金)

第6条 依頼者は、病理解剖診断報告書受領後、公立大学法人からの請求に基づき、病理解剖委託料（一体につき250,000円（別途消費税））を直ちに公立大学法人大阪に納付しなければならない。